

(2) 実効性のある動員計画の策定

勸告	説明図表番号															
<p>家畜伝染病に感染した家畜は、体内に多量の病原体を保有しており、その病原体の周囲への拡散は、家畜伝染病のまん延の原因となるため、家畜伝染病が発生した場合には、患畜等を殺処分することにより、その感染源を断ち病原体の根絶を図ることがまん延防止のため有効かつ効果的である。こうしたことから、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの患畜等については、直ちにと殺し（家畜伝染病予防法第16条第1項及び第3項）、遅滞なく当該死体を焼却し、又は埋却しなければならないこととされている（家畜伝染病予防法第21条第1項及び第4項）。</p>	表 3-(2)-①															
<p>これを踏まえ、防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）において、i）原則として、病性の判定後24時間以内にと殺を完了し、患畜等と判定した後72時間以内に焼却又は発生農場若しくはその周辺に埋却すること、ii）都道府県は、口蹄疫等の発生の予防及び発生時に備えた事前の準備として、円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保を行うこととされている。</p>	表 3-(2)-②															
<p>今回、調査対象17道府県における口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生時に備えた事前の準備として、一定の被害規模を想定した防疫に必要な人員の確保に関する計画（以下「動員計画」という。）の作成状況を調査した結果、以下のとおり、一部の道県において、動員計画が作成されていない、また、動員計画が作成されている場合であっても、道府県内の最大規模の農場の飼養頭羽数で発生した場合を想定していない、動員計画において必要としている人員を確保するための庁内関係部局、関係市町村や、関係機関等との調整が完了していない状況がみられた。</p>																
<p>① 動員計画の作成状況</p> <p>調査した17道府県における動員計画の作成状況をみると、表1のとおり、口蹄疫に関し、北海道においては豚に係る動員計画が、沖縄県においては牛・豚両方に係る動員計画が作成されていない状況となっていた。</p>	表 3-(2)-③															
<p>表1 動員計画の作成状況</p> <table border="1" data-bbox="167 1512 1236 1758"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>作成</th> <th>未作成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">口蹄疫</td> <td>牛</td> <td>16道府県</td> <td>1県（沖縄県）</td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>15道府県</td> <td>2道県（北海道、沖縄県）</td> </tr> <tr> <td>高病原性鳥インフルエンザ</td> <td>鶏</td> <td>17道府県</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>こうした動員計画の未作成の理由について、北海道及び沖縄県は、比較的発生件数の多い高病原性鳥インフルエンザに関する動員計画の作成を優先したことにより、口蹄疫に関する動員計画を作成する余力がなかったことなどを挙げているが、口蹄疫（牛・豚）についても、動物間の伝播力が強く、発生時には甚大な被</p>	区分		作成	未作成	口蹄疫	牛	16道府県	1県（沖縄県）	豚	15道府県	2道県（北海道、沖縄県）	高病原性鳥インフルエンザ	鶏	17道府県	—	
区分		作成	未作成													
口蹄疫	牛	16道府県	1県（沖縄県）													
	豚	15道府県	2道県（北海道、沖縄県）													
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	17道府県	—													

害が生じることから、早急に動員計画を作成する必要がある。

② 動員計画における被害想定の設定状況

調査した 17 道府県において作成されている動員計画について、被害想定の設定状況をみると、次のとおり、道府県によって区々となっている。

- i) 口蹄疫（牛）に関しては、道府県内最大規模の農場の飼養頭数としているものが 2 県（新潟県及び島根県）、1 農場当たりの標準的な規模の飼養頭数としているものが 8 道府県、その他が 6 県
- ii) 口蹄疫（豚）に関しては、道府県内最大規模の農場の飼養頭数としているものが 3 府県（新潟県、大阪府及び島根県）、1 農場当たりの標準的な規模の飼養頭数としているものが 7 県、その他が 5 県
- iii) 高病原性鳥インフルエンザに関しては、道府県内最大規模の飼養羽数としているものが 6 道府県（北海道、新潟県、大阪府、鳥取県、島根県及び沖縄県）、1 農場当たりの標準的な規模の飼養羽数としているものが 6 県、その他が 5 県

表 3-(2)-③
(再掲)

表 2 動員計画における被害想定の設定状況

区分		動員計画作成 済み道府県	被害想定の設定規模		
			最大規模	標準的な規模	その他
口蹄疫	牛	16 道府県	2 県	8 道府県	6 県
	豚	15 府県	3 府県	7 県	5 県
高病原性鳥インフル エンザ	鶏	17 道府県	6 道府県	6 県	5 県

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「最大規模」は、道府県内において牛・豚・鶏を最も多く飼養している 1 農場の頭羽数を想定して被害想定を設定したものを示す。
- 3 「標準的な規模」は、道府県内において牛・豚・鶏を飼養している 1 農場当たりの標準的な飼養頭羽数を想定して被害想定を設定したものを示す。
- 4 「その他」は、24 時間以内に殺処分可能な飼養頭羽数としたもの、国防疫マニュアルにおける飼養頭羽数を参考としたもの等を示す。

被害想定については、平成 26 年 4 月に高病原性鳥インフルエンザが発生した熊本県や 27 年 1 月に同病が発生した佐賀県の例のように、動員計画で想定していた標準的な規模以上で被害が発生したため、動員計画で予定していた人員では足りず、関係機関等からの応援も含め大幅に予定を上回る人員が必要となったことから、少なくとも道府県内の最大規模の農場の飼養頭羽数において口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが発生した場合を想定した動員計画を作成し、必要な人員を確保しておかなければ、発生時に迅速かつ的確な対応ができないおそれがあると考えられる。

表 3-(2)-④

③ 動員計画における人員の確保状況

動員計画において必要としている人員の確保状況をみると、当該人員の確保のための庁内関係部局等との調整については、次のとおり、口蹄疫や高病原性鳥イ

表 3-(2)-⑤

ンフルエンザ発生時に、所要の人員を迅速かつ十分に確保することができるか不確実な状況となっている。

- i) 口蹄疫（牛）については、16 道府県中 3 県（愛知県、鳥取県及び宮崎県）は調整が終了しているが、残る 13 道府県は調整が一部未了
- ii) 口蹄疫（豚）については、15 道府県中 3 県（愛知県、鳥取県及び宮崎県）は調整が終了しているが、残る 12 道府県は調整が一部未了
- iii) 高病原性鳥インフルエンザについては、17 道府県中 6 道府県（愛知県、大阪府、鳥取県、島根県、宮崎県及び鹿児島県）は調整が終了しているが、残る 11 道府県は調整が一部未了

なお、農林水産省は、当省の調査実施後に、「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」を発出し、都道府県に対し、高病原性鳥インフルエンザに関する動員計画について、作成していない県は直ちに作成すること、既に作成している県においても農場の規模を多段階想定した実効性のある動員計画を作成すること及び人員確保のために関係市町村、関係団体等の調整を行うことを求めている。

しかしながら、同通知においては、都道府県内の最大規模の農場の飼養頭羽数において発生した場合を想定した動員計画の作成を求めておらず、また、平成 27 年 9 月 30 日現在、口蹄疫に関して動員計画未作成の是正等を求める通知は発出していない。

【所見】

したがって、農林水産省は、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ発生時における迅速かつ的確な対応が講じられるよう、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 口蹄疫に関する動員計画が未作成となっている都道府県に対しては、直ちに計画を作成するよう指導すること。
- ② 都道府県に対して、農場の規模を多段階想定した実効性のある動員計画（口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ）の作成に当たっては、都道府県内最大規模の農場で発生した場合を含めるよう指導すること。
- ③ 口蹄疫に関する動員計画における人員確保の実効性を高めるため、都道府県に対し、関係市町村、関係団体等との調整を速やかに完了させるよう指導すること。

表 3-(2)-⑥

表 3-(2)-① 家畜伝染病予防法に基づくと殺、死体の焼却等に関する規定（抜粋）

（と殺の義務）

第 16 条 次に掲げる 家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜
- 二 牛疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜

2 （略）

3 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜について、同項の指示に代えて、自らこれを殺すことができる。

（死体の焼却等の義務）

第 21 条 次に掲げる家畜の 死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。

ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水泡性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水泡病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病の患畜又は疑似患畜の死体
- 二 流行性脳炎、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血又は家きんサルモネラ感染症の患畜又は疑似患畜の死体（と畜場において殺したものを除く。）
- 三 指定家畜の死体

2・3 （略）

4 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜の死体について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却することができる。

5～7 （略）

（注）下線は当省が付した。

表 3-(2)-② 防疫指針（口蹄疫又は鳥インフルエンザ）における初動防疫に関する規定等の内容（抜粋）

<p>○ 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表）</p> <p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(7) <u>発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家畜保管場所の確保等を行う。</u></p> <p>(8) <u>家畜の所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、偶蹄類動物の取扱いに慣れた保定者のリストアップを行う。</u> また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。</p> <p>第 6 発生農場における防疫措置</p> <p>1 と殺（法第 16 条）</p> <p>(3) <u>患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として病性の判定後 24 時間以内にと殺を完了する。</u></p> <p>2 死体の処理（法第 21 条）</p> <p>(1) <u>患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜と判定した後 72 時間以内に、発生農場又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。</u></p>					
<p>○ 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表</th> <th>平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(6) <u>発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家畜保管場所の確保等を行う。</u></p> <p>(7) <u>家畜の所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。</u> また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。 (以下略)</p> </td> <td> <p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(6) <u>発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、役割を見据えた防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整や地図情報システム等を活用した整理、衛生資材や薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家畜保管場所の確保等を行う。</u></p> <p>(7) <u>家畜の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。</u> また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。 (以下略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>		平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表	平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表	<p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(6) <u>発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家畜保管場所の確保等を行う。</u></p> <p>(7) <u>家畜の所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。</u> また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。 (以下略)</p>	<p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(6) <u>発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、役割を見据えた防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整や地図情報システム等を活用した整理、衛生資材や薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家畜保管場所の確保等を行う。</u></p> <p>(7) <u>家畜の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。</u> また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。 (以下略)</p>
平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表	平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表				
<p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(6) <u>発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家畜保管場所の確保等を行う。</u></p> <p>(7) <u>家畜の所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。</u> また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。 (以下略)</p>	<p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(6) <u>発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、役割を見据えた防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整や地図情報システム等を活用した整理、衛生資材や薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家畜保管場所の確保等を行う。</u></p> <p>(7) <u>家畜の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。</u> また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。 (以下略)</p>				

<p>第7 発生農場における防疫措置</p> <p>1 と殺（法第16条）</p> <p>(3) <u>患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として病性の判定後24時間以内にと殺を完了する。</u> (以下略)</p> <p>2 死体の処理（法第21条）</p> <p>(1) <u>患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜と判定した後72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。</u> (以下略)</p>	<p>第7 発生農場等における防疫措置</p> <p>1 と殺（法第16条）</p> <p>(3) <u>患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後24時間以内にと殺を完了する。</u> (以下略)</p> <p>2 死体の処理（法第21条）</p> <p>(1) <u>患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。</u></p> <p>【留意事項㊦】24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却については、早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速な殺処分とその死体の処理が重要であることから、24時間及び72時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで5～10万羽の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで3～6万羽の飼養規模を想定している。</p> <p>様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めることが重要である。</p> <p>なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めること。</p>
--	---

(注) 1 下線は当省が付した。

2 防疫指針（鳥インフルエンザ）については、当省の調査実施後（平成27年9月9日）に全部変更が行われたため、本表においては、23年10月1日の防疫指針の内容も併記した。

表 3-(2)-③ 調査対象 17 道府県の動員計画における被害想定の設定状況（口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ）

調査対象 道府県	口 蹄 疫				高病原性鳥インフルエンザ	
	牛		豚		設定 根拠	被害想定規模
	設定 根拠	被害想定規模	設定 根拠	被害想定規模		
北海道	標準 102頭		-	未設定	最大	農場ごとに設定
宮城県	その他 100頭（肥育牛）		その他	母豚100頭（一貫経営）	その他	5万羽（採卵鶏）
岩手県	標準 100頭		標準	1,000頭（繁殖豚100、肥育豚750、哺乳豚・離乳豚150）（一貫経営）	標準	10万羽（採卵鶏）
秋田県	その他 100頭（搾乳牛80、育成・子牛20）		その他	1,100頭（母豚100、育成・肉豚・子豚1,000）（一貫経営）	その他	①20万羽（採卵鶏）、②3万羽（採卵鶏）、③2,000羽（比内地鶏）の3段階で設定
栃木県	標準 75頭（成牛50、育成牛25）		標準	2,400頭（母豚200、肥育豚2,200）（一貫経営）	標準	①1万羽、②4万羽、③10万羽（いずれも採卵鶏）の3段階で設定
群馬県	標準 100頭（肥育牛）		標準	2,000頭（繁殖豚200、肉豚1,800）（一貫経営）	標準	①2万羽、②5万羽、③10万羽（いずれも採卵鶏）の3段階で設定
新潟県	最大 農場ごとに設定		最大	農場ごとに設定	最大	農場ごとに設定
山梨県	標準 100頭		標準	1,200頭（一貫経営）	その他	7万羽（採卵鶏）
愛知県	その他 400頭（肥育牛または搾乳牛）		その他	2,000頭	その他	10万羽（採卵鶏）
大阪府	標準 50頭（搾乳牛）		最大	1,000頭（一貫経営）	最大	1万羽（採卵鶏）
鳥取県	その他 1戸目270頭（育成牛）、2戸目40頭（搾乳牛）		標準	700頭（母豚70、子豚630）（一貫経営）	最大	30万羽（採卵鶏）
島根県	最大 100頭以上の牛農場ごとに設定		最大	100頭以上の豚農場ごとに設定	最大	1,000羽以上の鶏農場ごとに設定
福岡県	その他 ①200頭、②1,000頭、③2,000頭の3段階で設定		その他	①2,000頭、②3,000頭、③6,000頭の3段階で設定	標準	①3万羽、②5万羽、③10万羽の3段階で設定

調査対象 道府県	口 蹄 疫				高病原性鳥インフルエンザ	
	牛		豚		設定 根拠	被害想定規模
	設定 根拠	被害想定規模	設定 根拠	被害想定規模		
熊本県	標準 250頭 (肥育牛)	1,000頭 (一貫経営)	標準	1,000頭 (一貫経営)	その他	①1万羽、②3万羽、③5万羽、④10万羽 (いずれも採卵鶏) の4段階で設定 3万羽 (ブロイラー)
宮崎県	その他 400頭 (肥育牛)	3,350頭 (母豚300、育成豚20、種雄豚30、哺乳豚500、離乳豚500、肥育豚2,000) (一貫経営)	その他	3,350頭 (母豚300、育成豚20、種雄豚30、哺乳豚500、離乳豚500、肥育豚2,000) (一貫経営)	標準	
鹿児島県	標準 ①50頭、②100頭、③200頭 (①～③母牛)、④200頭、⑤400頭、⑥1,000頭 (④～⑥肥育牛) の6段階で設定 未設定	①100頭、②200頭、③400頭 (①～③一貫経営)、④2,000頭 (肥育豚) の4段階で設定 未設定	標準	①100頭、②200頭、③400頭 (①～③一貫経営)、④2,000頭 (肥育豚) の4段階で設定 未設定	標準	①1万羽、②3万羽、③5万羽 (①～③採卵鶏)、④5万羽 (肉用鶏) の4段階で設定 17.4万羽 (採卵鶏)
沖縄県	-	-	-	-	最大	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「設定根拠」欄の区分は、次のとおりである。

- i) 「最大」は、道府県内において牛・豚・鶏を最も多く飼養している 1 農場の頭羽数を想定して被害規模を設定したもの (個別農場ごとに防疫計画を作成している場合も含む。)
 - ii) 「標準」は、道府県内において牛・豚・鶏を飼養している 1 農場当たりの標準的な飼養頭羽数を想定して被害規模を設定したものの。
 - iii) 「その他」は、24 時間以内に殺処分可能な飼養頭数としたもの、他県等の応援を要せずに自県の人員のみで防疫作業に対応可能な飼養頭数としたもの、国防疫マニュアルにおける飼養頭数を参考としたものなど。
- 3 「被害想定規模」欄の「一貫経営」とは、豚の繁殖と肥育を一体的に行う経営形態を示す。

表 3-(2)-④ 県の想定を超えた規模で発生した高病原性鳥インフルエンザにおける動員数（例）

調査対象道府県	発生日	被害想定		動員計画		発生概要・防疫対応		
		設定	根拠	動員予定	被害規模	動員数	県	その他
熊本県	平成 26 年 4 月 13 日	40,000 羽 (肉用鶏)	標準	約 540 人 (1 日目初動) ・ 県…約 380 人 ・ 市町村…約 80 人 ・ 関係団体等…約 80 人 (共済、農協等)	112,000 羽 (肉用鶏)	1,060 人 (1 日目初動)	854 人	市町村、関係団体等 206 人
						延べ 4,235 人 (防疫措置終了時 (3日間))	延べ 2,357 人	市町村、関係団体等 延べ 978 人 自衛隊 延べ 900 人
佐賀県	平成 27 年 1 月 15 日	45,000 羽 (肉用鶏)	標準	延べ約 3,900 人 (24 日間) ・ 県…約 1,900 人 ・ 市町村…約 400 人 ・ 関係団体等…約 1,600 人 (業者、農政局、農協等関係 農業団体等)	72,900 羽 (肉用鶏)	延べ 5,214 人 (24 日間)	延べ 2,067 人	市町、関係団体等 延べ約 2,900 人 自衛隊 延べ約 270 人

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「発生日」欄は、遺伝子検査により H5 亜型陽性（疑似患畜）と判明した日を示す。

3 「設定根拠」欄の「標準」とは、道府県内において鶏を飼養している 1 農場当たりの標準的な飼養頭羽数を想定して被害規模を設定したものを示す。

4 熊本県は、高病原性鳥インフルエンザ発生時の平成 26 年 4 月時点では、初動 1 日目の必要人員を確保する計画を作成していた。

なお、現在は、発生後 3 日間の必要人員を確保する計画に改定している。

5 佐賀県は、殺処分と埋却に要する 3 日間に加え、高病原性鳥インフルエンザ発生後の移動制限解除要件（移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 21 日が経過していること）に要する 24 日目までの必要人員を確保する計画を作成している。

表 3-(2)-⑤ 調査対象 17 道府県の動員計画における人員の確保状況

調査対象道府県	口蹄疫						高病原性 鳥インフルエンザ		
	牛			豚			庁内関係部局	市町村	関係団体等
	庁内関係部局	市町村	関係団体等	庁内関係部局	市町村	関係団体等			
北海道	△	△	△	▲ (注3)			△	△	△
宮城県	△	△	△	△	△	△	△	△	△
岩手県	○	△	△	○	△	△	○	△	△
秋田県	○	△	△	○	△	△	○	△	△
栃木県	○	△	△	○	△	△	○	△	△
群馬県	○	△	△	○	△	△	○	△	△
新潟県	○	△	○	○	△	○	○	△	○
山梨県	△	△	△	△	△	△	△	△	△
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	△	△	△	△	△	△	○	○	○
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	○	△	△	○	△	△	○	○	○
福岡県	○	△	△	○	△	△	○	△	△
熊本県	○	△	△	○	△	△	○	△	△
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	○	△	○	○	△	○	○	○	○
沖縄県	▲ (注3)			▲ (注3)			○	△	△

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」は調整が終了、「△」は調整が一部未了を示す。

3 北海道の口蹄疫（豚）、沖縄県の口蹄疫（牛・豚）については、動員計画を作成していないものの、口蹄疫の発生時には職員の派遣について依頼しているため、「▲」としている。

表 3-(2)-⑥ 「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」(平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全局長通知)における動員計画の作成等に関する内容（抜粋）

2 まん延防止対策

(3) 本病の発生に対する必要な人員の確保について

本病が発生した場合、速やかに防疫措置がとれるように、都道府県は防疫指針第2の2の(6)の規定に基づき、本病が発生した場合に必要となる人員を確保すること。動員計画を作成していない県は、直ちに作成し、既に動員計画を作成している県においても、農場の規模を多段階想定した実効性のある動員計画を作成すること。また、人員の確保のために、関係市町村、関係団体等との調整を行うこと。

(注) 下線は当省が付した。